



めざせ! One大阪  
ISHIN TIMES  
**維新タイムズ**  
Vol.3  
新春

編集・発行=大阪維新の会大阪府議会議員団  
<http://osaka-ishin.jp/>  
〒540-8570  
大阪市中央区大手前  
2丁目1番22号(大阪府庁内)  
TEL (06) 6946-5390  
FAX (06) 6946-5391



大阪維新の会 大阪府議会議員

**池下卓**の府政報告  
いけした たく

大阪府議会9月定例会(平成24年9月2日~12月27日)において、私は決算特別委員会及び商工労働常任委員会にて質問に立ち、松井知事並びに関係理事者と議論を交わしました。その概要についてご報告いたします。

**決算特別、商工労働常任委員会にて質問**

**地元・三島救命救急センターの充実について**

**■決算特別委員会**

**池下卓** 3次救命救急センターは、一般病院で治療が難しい心筋梗塞や脳卒中、重症が外傷など生命に危険がある患者さんに対し初期の高度治療を行う医療施設である。この広域医療を担う救急センターの医療体制を確保する責任はどこにあるのか？

**医療対策課長** 救命救急センターは、文字通り「最後の砦」として救急医療体制の根幹であり、その機能を確保し、3次救急体制の整備・充実を図ることは「**大阪府の責務**」である。

**池下卓** 三島救命救急センターは昭和60年より財団法人大阪府三島救急医療センターにより設立され運営されている。本来、3次救急医療体制の充実は大阪府に責任があると思うが、現在は地元市町の自助努力で運営されている。大阪府からの補助金の額はいくらか？

**医療対策課長** 平成23年度の三島救命救急センターへの補助額は、1億6400万円であり、内、大阪府が財政負担をしているのは、1億400万円である。

**池下卓 (要望)** 3次救急医療体制を確保するのは府の責務である。仮に現在のように三島救命救急センターが運営出来なくなれば、その負担の多くは大阪府が負担することとなる。さらに老朽化している施設を建替える必要がある。国の事業メニューに「医療施設耐震整備事業」というものがあり、必要な新築等として認定されると建替え金額の負担金は国が2分の1、大阪府立であれば府が2分の1となる。しかし、三島救命救急センターは自助努力で運営のため大阪府の補助は受けられない。地域医療を切捨てず、府民の尊い命を守るためにも大阪府としてしっかりと責任を果たすよう要望する。



**国際戦略総合特区について**

**■商工労働常任委員会**

**池下卓** アジア諸国と都市間競争を考えた時、今議会提案のあった特区税制は非常に重要。大阪府については不動産取得税ゼロ。法人事業税、法人府民税については5年間ゼロ。さらにその後、5年間2分の1軽減する。また、この仕組みは知事と大阪市長が協力して進めていると聞いているが、茨木市の彩都や関空など大阪市以外の特区エリアがある府内の関係自治体の協力状況はどうか？



**商工労働総務課長** 府内すべての特区で「地方税」を実現するためには大阪市以外の関係自治体の協力が不可欠。現在、支援策を創設していただくため働きかけを行っている。

**池下卓** 特区制度は現代の楽市楽座のように捉えられがちであるがそうではない。アジアの諸外国と比較してもまだまだ法人税の実効税率は高い。国の特区の減税制度は5年間課税所得から20%の所得控除をするものであるが、法人税の実効税率の引き下げ効果は5%と限定的。さらに国サイドではそもそも要件が厳しく規制緩和自体が国の壁に阻まれて進んでいない。国の制度活用の実績はあるのか？

**商工労働総務課長** 国の制度活用実績については関西でも全国でも今聞いている限りでは実績がないという状況。

**池下卓** このような骨抜き制度については府として国に具体的に提言しなければならない。この制度は平成23年8月1日にスタートし、適用期限は平成26年3月31日となっているが、制度改正を迫るとなれば来年の秋までに内閣府や財務相に働きかけをしていく必要があると思うがどうか？

**商工労働総務課長** 本制度が企業にとって利用し難い制度であるのはご提示のとおり。府としてはもちろん、関西広域連合としても法人税優遇のさらなる拡充を求め、平成26年度の税制改正に向けて、今後とも働きかけを進めていく。

※国際戦略総合特区とは…  
地域の包括的、戦略的なチャレンジ(関西ではiPS細胞などの医療・医薬品、バッテリー、新エネルギー等)をオーダーメイドで総合的(規制・制度の特例、税制・財政・金融措置)に支援する制度

府政に関する相談やお問合せは **大阪維新の会 大阪府議会議員 池下卓 事務所**まで  
〒569-0077 高槻市野見町3-3 TEL (072) 670-0410  
興喜第2ビル 302号 FAX (072) 670-0411  
E-mail info@iketaku.jp URL http://iketaku.jp



# 新時代を切り拓き 大阪に魅力と活力!

大阪維新の会  
府議団

## 大阪都構想のさらなる推進

### 【特別区設置協議会】

**質問** 大阪都を目指すため「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づく特別区設置協議会を早急に設置して議論を進めるべき。  
**知事** 特別区設置協議会は年内の設置をめざす。そこで議論を進め、平成27年度には大阪都への移行をめざしたい。

### 【大阪都の名称】

**質問** 「大阪府」の名称を「大阪都」に変更できるよう、国に働きかけを強めるべき。  
**知事** 新しい大阪には、名称の変更がぜひとも必要。知事として、国に法整備をしっかり働きかけていきたい。

## グランドデザイン大阪

### 【グランドデザイン・大阪都の策定】

**質問** 大阪市内だけでなく、関西州も見据えた大阪府域全体の魅力ある都市空間の方向性を示す「グランドデザイン・大阪都」をとりまとめるべき。  
**知事** 国土軸を含む関西全体を視野に、大阪都市圏として概ね関西大環状道路のエリアを見据えつつ、みどり、交通、居住、防災、観光などの観点から、府域全体の都市空間のあるべき姿を描く「グランドデザイン・大阪都市圏」の策定に着手する。

### 【「うめきた」のまちづくり】

**質問** 大阪駅北部いわゆる「うめきた」の開発について、これだけ大規模な開発には広域自治体として大阪府も関与すべきではないか。  
**知事** これまで大阪市内の開発計画には府の考えが反映されなかったが、広域自治体としての役割を踏まえ、府としても関与し、十分議論をしていくことが重要である。

### 【鉄道ネットワークの充実】

**質問** 地域間の交流や連携を高めるためには、大阪モノレールの延伸、北大阪急行の延伸、関空へのアクセス路線、大阪市営地下鉄と私鉄との相互乗り入れ等、広域鉄道ネットワークの充実が不可欠。取り組みは。  
**知事** 鉄道ネットワークは、大阪の都市構造や府民の活動を支えるインフラで、利用者の視点に立って延伸や相互乗り入れなどを進めていくことが重要。今後、ネットワークのあり方や実現のための方策をとりまとめていく。



松井知事(右)に質問する浦野政務調査会長代理(左)

## 9月定例府議会 維新代表質問

9月26日、大阪維新の会府議団の浦野政務調査会長代理が代表質問に立ち、大阪都構想のさらなる推進について、松井知事の所見を質しました。  
また、脱法ドラッグ対策やいじめの根絶など府民が関心を寄せる府政の諸課題を取り上げ、知事、教育委員長等に対し、府の考えや今後の取り組みなどについて議論を交わし、課題解決への熱意を漲らせました。



## 脱法(違法)ドラッグ対策

### 【脱法ドラッグの防止条例】

**質問** 「脱法ドラッグ防止条例」が成立すれば、どのような効果が出るのか。  
**知事** 警察の科学捜査研究所と密接に連携し薬物検査を迅速に行う。警察官にも立ち入り権限が付与され販売店の調査を行う。さらに、薬物を使用する者への規制も盛り込まれ、取締りの効果が現れると考える。

### 【脱法ドラッグの紛らわしい表示・ネット販売の規制】

**質問** 「合法ハーブ」のような誤解を与えかねない表示等の排除は可能か。また、インターネット上で販売される脱法ドラッグは規制できるか。  
**知事** 青少年をはじめ、広く府民に危険性を周知することが一番重要。また、府内での行為が規制対象のため、府内の業者がネット販売している場合は規制対象となる。府外については、法律での規制を国に求めていく。

## いじめの根絶

**質問** いじめの解決が困難と判断した場合は、学校の中で解決しようとするのではなく、躊躇なく警察や子ども家庭センターなどの外部の第三者機関に協力要請をすべき。  
**教育委員長** いじめは深刻な人権侵害事象で、場合により犯罪にもつながる可能性がある。いじめの解決には、学校が関係機関と連携して取り組むことが極めて重要である。特に暴行、恐喝など犯罪行為は、躊躇することなく警察機関に対応を依頼することが必要だと認識。

## 府市統合の推進

### 【西成特区構想】

**質問** 西成区が抱える様々な課題、とりわけ結核対策については、大阪市単独ではなく、大阪府の豊かなノウハウと経験を活用し、府市が連携して取り組むべきではないか。  
**知事** 「西成が変われば大阪が変わる」という思いは、橋下市長と共有している。府市統合本部を活用し、府市でしっかり取り組んでいく。

## 「大阪都」構想実現に向け 特別法成立!

### 府民、市民の“民意と支援”によるもの

「大阪都」構想を推進する法案が8月29日に成立しました。名称は「大都市地域特別区設置法」で、政令市と隣接する市町村の総人口が200万人以上あれば、市町村を廃止し、東京都23区のような特別区を設置することができます。大阪維新の会が提唱してから約2年9カ月、「大阪都」構想の実現に向けての道筋がやっと拓けました。

### 成長のための大改革

これは、府民、市民の行政組織を変えたいという大きな民意によるもの、併せて、府民、市民の熱いご支援の賜物です。「大阪都」構想が真に実現すると、大阪に魅力と活力が必ず生まれます。大阪から情報発信をし、大阪ヘイト、モノ、カネが集まり、経済成長と雇用促進が図れます。大阪都構想は成長のための大改革です。

## 「大阪都」構想実現への着々とした流れ

### 議論の場、推進協から法定協に

本年4月から、松井知事、橋下大阪市長、府市議会議員の20名で構成する「大都市制度推進協議会」(推進協)で、先行的な議論を展開していましたが、特別法の成立を受け、第6回目の9月10日、大阪維新の会が動議を出し、公明党の賛成を得て、今後の本格的な協議の場を特別法に基づく「法定協議会」に移行させることを決定しました。

### 「大阪都」の具体的な設計図を作成

「法定協議会」は、成立した特別法で、大阪市24区を8~9区に再編して公選区長や議会を置く特別自治区について、「名称と区域」「大阪都と各区の事務分担」「区間の税源配分や財政調整」など8項目を決定し、設計図となる協定書を作成する機関と規定されています。住民投票の規定など新法のほかの条文は、制度の具体化を受けて今後において施行されます。

### これからが正念場

まだまだ都構想を仕上げるには、大きな力を結集する必要があります。私たち大阪維新の会府議団もさらに気を引き締め、大阪の再生のため、また大阪を変え、日本を変えるため懸命に取り組んでまいります。